

ID: 530

担当部署: 経済観光部 農林水産課

処分の概要	海岸保全施設の改良、補修命令等		
法令名 根拠条項	海岸法 第21条第1項		
法令番号	昭和31年法律第101号		
【基準】 法第21条第1項及び第14条の規定による。 第21条 海岸管理者は、他の管理者の管理する海岸保全施設が次の各号のいずれかに該当する場合において、当該海岸保全施設が第14条の規定に適合しないときは、当該他の管理者に対し改良、補修その他当該海岸保全施設の管理につき必要な措置を命ずることができる。 (1) 第13条第1項本文の規定に違反して工事が施行されたとき。 (2) 第13条第1項本文の規定による承認に付した条件に違反して工事が施行されたとき。 (3) 偽りその他不正な手段により第13条第1項本文の承認を受けて工事が施行されたとき。 (技術上の基準) 第14条 海岸保全施設は、地形、地質、地盤の変動、侵食の状態その他海岸の状況を考慮し、自重、水圧、波力、土圧及び風圧並びに地震、漂流物等による振動及び衝撃に対して安全な構造のものでなければならない。 2 海岸保全施設の形状、構造及び位置は、海岸環境の保全、海岸及びその近傍の土地の利用状況並びに船舶の運航及び船舶による衝撃を考慮して定めなければならない。 3 前2項に定めるもののほか、主要な海岸保全施設の形状、構造及び位置について、海岸の保全上必要とされる技術上の基準は、主務省令で定める。 「主務省令で定める技術上の基準」 →海岸保全施設の技術上の基準を定める省令			
備考			
設定年月日	平成 27 年 4 月 1 日	最終変更年月日	年 月 日